

令和 8 年度 インキュベーション施設支援機能強化事業

ハンズオン支援 募集要項

【申請受付期間】

令和 8 年 4 月 20 日（月）～ 令和 9 年 1 月 25 日（月）

◆申請件数が上限に達し次第、受付を終了いたします。

【申請方法】

以下のフォームに必要事項を入力の上、ご申請ください。

URL : <https://forms.gle/RvZfEBj9xNpg5WUV9>

◆上記フォームからの申請ができない方はメールからのご申請も可能です。

P10「6 留意事項」（１） - ③をご確認ください。

＜＜ご注意＞＞

◆助成金申請に必要な「実施計画書」の完成に向けたハンズオン支援は、約2か月以上を要します。
令和8年度の助成金申請受付期間は以下の通りです。計画的にお申込み下さい。

第 1 回申請期間：令和8年 7月15日（水）～ 令和8年 7月31日（金）

第 2 回申請期間：令和8年12月14日（月）～ 令和9年 1月 7日（木）

◆その他、申請についての詳細は、P 5「4 申請要件」をご覧ください。

【問い合わせ先】

インキュベーション施設支援機能強化事業 事務局

電話：03-6213-1761

e-mail：info-incu@tohmatu.co.jp

目次

1 事業目的	3
2 本事業における定義	3
3 概要	4
4 申請要件	5
5 申請からハンズオン支援決定までの流れ	7
6 留意事項	10
7 ハンズオン支援の中止と取消	11
9 助成金をお考えの方へ	12
8 提出された情報の取扱いについて	13

本事業は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という。）の委託事業であり、インキュベーション施設支援機能強化事業事務局が受託し実施するものです。



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

創業支援課 インキュベーション施設担当

〒100-0005東京都千代田区丸の内2-1-1明治安田生命ビル低層棟2階

TOKYO創業ステーション

TEL : 03 (5220) 1142

e-mail : incukyoka@tokyo-kosha.or.jp

1 事業目的

東京都のスタートアップ(SU)戦略等により起業家の増加が想定される中、創業間もない企業にとって支援体制の整ったインキュベーション施設は重要な役割を担っています。このため、インキュベーション施設支援機能強化事業（以下「本事業」という。）では、施設運営管理者に対してソフト面での支援を行い、インキュベーション施設の支援機能の強化を図り、より効果的な起業家支援環境の実現を目的としています。

2 本事業における定義

用語	定義
インキュベーション施設	以下の要件をすべて満たす起業家向けの施設 - 入居型の創業支援施設（個別の貸事務室やコワーキングスペースを有する施設）であること - 施設に入居または入居を希望している起業家等、施設の主な支援対象が、創業前または創業10年未満の中小企業者等であること - インキュベーションマネージャーが適切に配置されている施設であること - 資金調達や人材確保、事業化等の支援体制又は支援計画を有するまたは実施予定の施設であること
施設運営管理者	INCUB Tokyoの登録資格を有し、かつINCUB Tokyoに登録している者であり、インキュベーション施設を自ら運営管理する者（受託により運営管理する者は除く）
支援事業者	ハンズオン支援に申請を行った施設運営管理者のうち、内容確認を経てハンズオン支援の決定を受けた者
事務局	申請及びお問い合わせ等窓口対応者
ハンズオン支援員	ハンズオン支援にて新規支援の策定における助言等の伴走支援を行う者

3 概要

- 本支援は、インキュベーション施設の創業者向け支援の知識と経験が豊富なハンズオン支援員による伴走型支援です。支援事業者の方は無料でご利用いただけます。
- ハンズオン支援では、ハンズオン支援申請書に基づいてヒアリングを行い、支援事業者が抱える課題や状況に応じた入居者等への新規支援策のご提案や、既存支援策の改善に向けた助言、実施計画書の策定を支援します。
- ハンズオン支援にて実施計画書を策定した支援事業者は、「インキュベーション施設支援機能強化事業助成金」に申請可能です。

【ご注意】

◆助成金の申請期間は、以下の通りです。

第1回申請期間：令和8年 7月15日（水）～ 令和8年 7月31日（金）

第2回申請期間：令和8年12月14日（月）～ 令和9年 1月 7日（木）

◆助成金は別途申請が必要となり、審査があります。

- 必要に応じてインキュベーション施設支援機能強化事業 専門家派遣もご利用いただけます。

◆詳細は「令和8年度 インキュベーション施設支援機能強化事業 専門家派遣募集要項」をご確認ください。

	ハンズオン支援
支援内容	支援事業者が、施設入居者等に対し行う新たな支援策の提案や助言、実施計画書の策定支援
支援期間	令和8年4月20日（月）～ 令和9年3月16日（火）
募集期間	令和8年4月20日（月）～ 令和9年1月25日（月） ※上記期間中、随時受付
支援回数	1 支援事業者あたり最大 12 回
支援方法	訪問(対面)またはオンライン面談 (1 回あたり 1 時間程度)
費用	無料
必要書類 (申請時)	1-1_R8_ハンズオン支援_申請書
【参考】 成果物	1-5_R8_実施計画書

4 申請要件

申請に当たって、施設運営管理者は以下に規定する中小企業者等であって「大企業が実質的に経営に参画していない者」のほか、次の（１） から（４） のすべての要件を満たす必要があります。また、特段の記載がある場合を除き、支援期間が終了するときまで、この申請要件を引き続き満たす必要があります。

（１） 以下に掲げる中小企業者等で、東京都が実施するインキュベーション・コミュニティ事業（通称：INCUTokyo）に登録済みであること。

- ◆インキュベーション・コミュニティ（INCUTokyo）へのご登録がお済みでない方は、下記URLのページ中ほどの「参加申込はこちら」というリンクから登録手続きをお願いいたします。

<https://incu.metro.tokyo.lg.jp/>

- ◆インキュベーション・コミュニティ（INCUTokyo）への申請から登録まで、1ヶ月程度の時間がかかります。
ハンズオン支援申請受付の締め切りまでに余裕を持ってご登録をお願いいたします。

名 称	定 義
中小企業者（※１）	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第１項及び中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第１条に規定する中小企業者
一般社団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第４8号）に規定する一般社団法人
一般財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第４8号）に規定する一般財団法人
公益社団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人
公益財団法人	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益財団法人
区市町村	地方自治法（昭和22年法律第67号）第１条の３に規定する地方公共団体のうち、都内のもの
大学	学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学
地方銀行	「一般社団法人全国地方銀行協会」又は「一般社団法人第二地方銀行協会」の会員行
信用金庫	信用金庫法（昭和26年法律第238号）に規定する信用金庫
信用組合	中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する信用協同組合

特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人
労働者協同組合	労働者協同組合法（令和2年法律第78号）に規定する労働者協同組合

（２）上記「大企業が実質的に経営に参画していない者」とは、以下の①から④のいずれにも該当しない者であって、経営の自主性、独立性が実質的に損なわれていないと認められる場合をいう。

- ① 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している中小企業者
- ② 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している中小企業者
- ③ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している中小企業者等（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除きます）
- ④ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる中小企業者

（３）この募集要項において、「大企業」とは上記①及び②に規定する中小企業者等以外のもので、事業を営む者をいいます。ただし、中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合に該当するものを除きます。

（４）以下の①から⑤まで全ての要件を満たしていること。

- ① 「東京都暴力団排除条例」（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者ではないこと。
また、これらと同様の業態を営む入居者等を排除していること。公社所定『反社会的勢力排除に関する誓約事項』の誓約遵守（※1）に反しないこと（P8【参考：反社会的勢力排除に関する誓約事項】参照）。
※1 助成金申請の際に誓約いただくものですが、ハンズオン支援もこの誓約事項の内容は、いずれも該当しないことをご確認ください。
- ② 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営むものではないこと。また、これらと同様の業態を営む入居者等を排除していること。
- ③ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切ではない業態を営んでいた若しくは営むものではないこと。また、これらと同様の業態を営む入居者等を排除していること。
- ④ 本事業の実施成果が特定の法人・個人向けでないこと。
- ⑤ 本事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

ハンズオン支援後に助成金を申請される場合は、ハンズオン支援の申請要件に加えて P12「助成金の申請をお考えの方へ」を満たしている必要があります。

5 申請からハンズオン支援決定までの流れ

R 8 年度に初めて本事業の利用を希望される場合や、R 7 年度の実施計画書で策定した支援策とは別の取組みについて、改めて本事業のご利用を希望される場合は、以下の手順を確認の上、受付期間内にご申請ください。

手順	項目	内容
1	申請書類の取得	P 5「4 申請要件」をご確認の上、下記 URL から「ハンズオン支援 申請様式一式」をダウンロードしてください。 URL: https://startup-station.jp/m2/services/sogyokassei-incu/shien-kyoka/
2	申請書類の作成	ダウンロードしたファイルの中から「申請書記入例」を参考にして、「1-1_ハンズオン支援_申請書」に必要事項を記載してください。
3	申請書類の提出	こちら から申請書を提出してください。 ※フォームからの申請ができない方はメールからのご申請も可能です。P10「6 留意事項」(1) - ③をご確認ください。
4	申請書類受領の連絡	事務局にて申請内容を確認後、3 営業日以内にご担当者の方へ申請受付完了メールを送信いたします。※場合により、追加の書類提出をお願いする場合がございます。
5	打ち合わせ	ハンズオン支援を実施するにあたり、ご意向やご要望等の詳細を確認させていただくため、事務局との打ち合わせをお願いしております。そのため、打ち合わせにはハンズオン支援を希望のインキュベーション施設の新規支援について、ご担当者のご同席をお願いいたします 実施方法は訪問またはオンラインにて行い、約 1 時間程度です。
6	ハンズオン支援 申請結果の連絡	事務局にて追加情報の確認後、14 営業日以内にご担当者の方へメールにて申請結果をご連絡いたします。なお、内容確認等によっては上記に加え多少のお時間がかかる場合があります。また、内容によっては、ご希望に添えない場合がございます。 【ハンズオン支援決定の場合】 上記に加えて、「ハンズオン支援番号」「ハンズオン支援初回日程候補」のご連絡及び「担当ハンズオン支援員」のご提案をいたします。

【参考：反社会的勢力排除に関する誓約事項】

（第17条関係）

公益財団法人東京都中小企業振興公社

理事長 殿

反社会的勢力排除に関する誓約事項

1 私（法人の場合、当該法人及びその代表者以下各役員をいう。以下同じ。）は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間内および完了後においては、次のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）

（4）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）

（5）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（6）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

（7）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを持ち、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）

（8）準暴力団等（暴力団と同程度の明確な組織性は有しないものの、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれる者）

（9）匿名・流動型犯罪グループ（SNSや求人サイト等を利用して実行犯を募集する手口により特殊詐欺等を広域的に敢行するなどの集団）

（10）前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者（共生者）

イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること

ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ホ 前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

（11）その他前各号に準ずる者

2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約いたします。

（1）暴力的な要求行為

（2）助成金事業において募集要項・交付決定通知書・事務の手引きに定めるところを超えた不当な要求行為

（3）公社に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて公社の信用を毀損し、または公社の業務を妨害する行為

3 私が第1項及び第2項の誓約に反したとき、公社の実施する一切の事業等から排除され、これによって不利益を被ることとなっても一切異議を申し立てず、公社になんらの請求もしません。

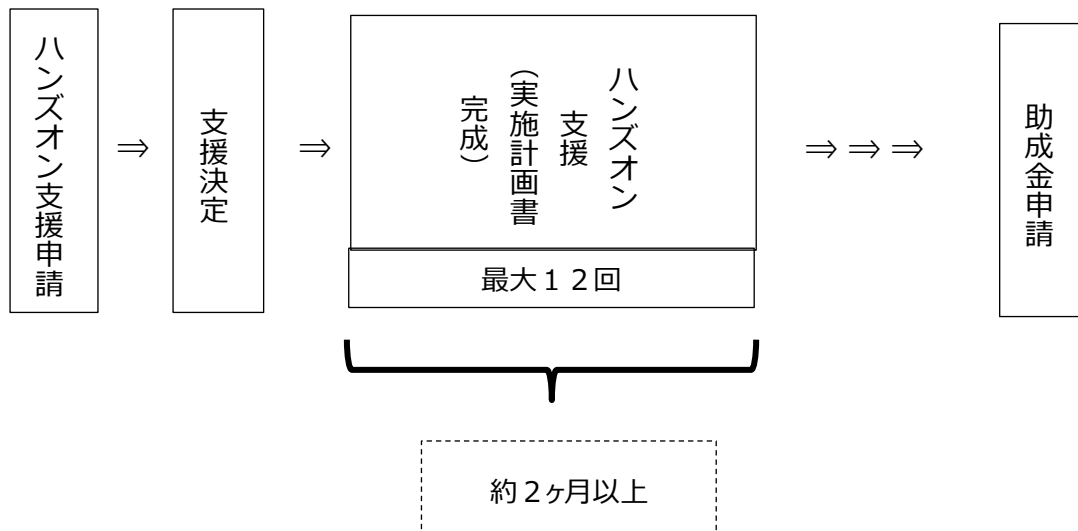
【誓約日】 令和 年 月 日

【施設運営管理者名】 _____

【代表者職氏名】 _____

ハンズオン支援とインキュベーション施設支援機能強化事業 助成事業について

所要期間目安



◆ハンズオン支援を利用して実施計画書完成させるためには、少なくとも2ヶ月以上の時間が必要です。
※多数のお申し込みがあった場合、完成までにさらに時間が必要となる可能性があります。

◆インキュベーション施設支援機能強化事業 助成事業に申請する場合には、公社が助成金の申請書を受理する時点で実施計画書が完成している必要があります。

令和8年度の助成金申請受付期間は、以下のとおりです。計画的にお申込みください。

第1回申請期間： 7/15（水）～ 7/31（金）

第2回申請期間： 12/14（月）～ 1/7（木）

◆インキュベーション施設支援機能強化事業 助成事業の詳細は、以下のURLをご覧ください。
<https://startup-station.jp/m2/services/sogyokassei-incu/contents/shien-kyoka-shinsei/>

6 留意事項

(1) フォーム申請時

- ① 申請フォーム及び提出書類は日本語で記載してください。
- ② 申請フォームへの入力内容は、送信後の加筆・修正等はありません。
- ③ 容量オーバー等、フォームからの提出ができない場合は、以下に注意の上、メールにてご提出ください。

送信先	info-incu@tohatsu.co.jp
タイトル（件名）	【メール申請】R8 年度インキュ強化 ハンズオン支援

- ④ 必要に応じて、事務局から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。
- ⑤ インターネット通信等、申請に係る経費は申請者の負担となります。

(2) 申請結果連絡～支援決定時

- ① 申請結果に関する個別のお問い合わせにはお答えいたしかねます。予めご了承ください。
- ② 支援事業者として決定された場合、事業者名が公表される場合があります。
- ③ ハンズオン支援はすべて日本語で実施いたします。通訳等が必要な場合は、申請者ご自身にてご準備いただきますようお願いいたします。
- ④ 入居者等支援に関する専門的なご相談を希望される場合は、専門家派遣の利用をご検討ください。

(3) ハンズオン支援開始時

- ① ハンズオン支援の内容は、支援事業者が入居者等へ行う支援の取組や助言等の実施となります。支援事業者の業務代行や経営判断は致しかねますのでご了承ください。
- ② 事務局及び公社職員が、進捗状況等に係る連絡や支援への同席を行う場合がございます。
- ③ ハンズオン支援員は、支援事業者の具体的な取引等には関与いたしません。支援事業者の事業等に関する最終判断は取引の当事者間の責任でお願いいたします。
- ④ 担当となるハンズオン支援員は以下のいずれにも該当していない者となります。
 - 支援事業者の代表者・配偶者及び三親等以内の親族である者
 - 支援事業者の子会社又は親会社（子会社及び親会社の定義は、会社法第2条第1項3号及び4号に定めるところとする）にあたる企業に在籍している者
 - 支援事業者との間に継続的な指導契約を締結している者
- ⑤ 支援事業者名、施設名称、所在地、代表者、ご連絡先等に変更があった場合には、所定の様式に記載の上、速やかに事務局にご提出ください。
- ⑥ 本事業の支援を受けていることについて、自社Webサイト等で外部に公表する場合は事前に事務局を通じて公社の承認を受けてください。

7 ハンズオン支援の中止と取消

(1) 支援の中止

支援事業者が次のいずれかに該当した場合、通知や協議の上、支援を中止する場合があります。

- ① 支援事業者のハンズオン支援への取組状況や内容により、支援の継続が難しいとき。
- ② 支援事業者が支援の受け入れを拒否、辞退または中止の申入れをしたとき。
- ③ 支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。
- ④ P5「4.申請要件」に記載する要件を満たさなくなったとき。
- ⑤ その他、公社が支援の継続が困難であると判断したとき。

(2) 支援決定の取消し

事業または支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援の全部もしくは一部を取消し、不正の内容、支援事業者及びこれに協力した関係者等の公表をする場合があります。

- ① 申請内容と異なる事実が認められたとき。
- ② 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- ③ P6（4）①から③に該当する業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。また、これらと同様の業態を営む入居者等が入居等していたこと又は入居等していることが判明したとき。

9 助成金をお考えの方へ

助成金に申請される場合、P5「4.申請要件」に記載の要件に加え以下の要件も満たしている必要があります。

- ① 公社・国・都道府県・区市町村等からインキュベーション施設支援機能強化事業以外の助成金等を受けている場合（申請中などの予定を含む）、本助成事業において助成対象となる経費と明確に区分できること。
- ② 公社・国・都道府県・区市町村等から本助成事業以外の助成又は補助を受けているあるいは受ける予定である場合、本助成事業と同一経費への重複助成・補助となる経費がない又は重複助成・補助となる経費が生じる予定ではないこと。
- ③ 公社・国・都道府県・区市町村等に対し、本助成事業以外の助成事業又は補助事業並びに本助成事業と同一経費への重複助成・補助となる助成事業又は補助事業に関し、本助成事業申請時点以降本助成事業の交付決定までの間に、併願申請（本助成事業の申請時点において、他の助成事業または補助事業に関し既に申請を行っており、本助成事業に関しても申請を行う場合も含む。）を行い、両方の事業で交付決定を受けた場合、いずれか一方の助成または補助を取り下げる予定であること。
- ④ 法人事業税、法人住民税、法人税等を滞納していないこと。
- ⑤ 施設の運営に必要な建物を賃借している場合、貸主に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。また、その他東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- ⑥ 申請日までの過去5年間に、公社、国、都道府県、区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと。
- ⑦ 過去に公社から助成金の交付を受けている場合は、本助成事業への申請時点までに、当該の助成事業で定める全てについて、報告期間内に「企業化状況報告書」や「実施結果状況報告書」等を提出していること。なお、未提出がある場合は、当該の助成事業で定める報告期間満了の翌年度の3月31日まで、本助成事業への申請はできないものとします。
- ⑧ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- ⑨ 助成事業を遂行する実施体制や実行能力（経理その他事務含む）等を有し、期間内に実施できること。
- ⑩ 助成事業の実施成果が特定の法人・個人向けでないこと。
- ⑪ 助成事業終了後も、継続して入居者支援を実施予定の計画であること。
- ⑫ 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- ⑬ 本助成金の申請に必要な書類を全て提出できること。
- ⑭ その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと。

8 提出された情報の取扱いについて

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用いたします。
- (2) 経営支援・技術支援等の各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。
 - ※ 上記(2)を辞退される方は、インキュベーション施設支援機能強化事業事務局までご連絡願います。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、下記により各機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的

- ア 公益財団法人東京都中小企業振興公社からの行政機関への事業報告
- イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目

氏名、連絡先等、当該事業申請書等記入内容

(3) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

- ※ 上記(1)目的のイを辞退される方は、インキュベーション施設支援機能強化事業事務局までご連絡ください。

3 個人情報の取扱いについて

当公社では、「個人情報保護指針」に基づき、個人情報を収集、管理及び利用いたします。

また、指針に定める利用目的以外には、原則として利用しません。

詳しくは下記のリンクから指針をご確認ください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/privacy.html>